

家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令の概要

消費・安全局動物衛生課
閣議：令和8年6月22日
公布：令和8年6月25日

1 趣旨

第221回国会において成立した家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号。以下「改正法」という。）では、最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化のためランピースキン病を家畜伝染病に追加し、豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とするとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずることとされた。

これに伴い、家畜伝染病の対象家畜等について定めている家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）等について必要な改正等を行う。

2 政令の概要

（1）家畜伝染病予防法施行令の一部改正

- ① 改正法により家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）が改正され、家畜伝染病に牛のランピースキン病を追加することに伴い、我が国畜産業において一定程度定着し、また、基幹家畜である牛と同様に同病の感受性を有する水牛を家畜伝染病予防法の対象家畜に追加する。（令第1条関係）
- ② 改正法により法が改正され、ランピースキン病の患畜及び疑似患畜が殺処分の対象となり、その死体には焼却等の義務がかかるが、家畜防疫員の指示によりその死体の一部を安全に処理できることから、家畜防疫員の指示に従い当該死体を解体してその一部を化製処理等する場合を当該義務の例外とする。（令第6条関係）
- ③ 改正法により法が改正され、獣医師法の特例として、豚熱ワクチンその他の政令で定める動物用生物学的製剤について、都道府県知事が行う研修を受け、登録を受けた飼養衛生管理者による接種を当分の間可能とすることに伴い、当該動物用生物学的製剤として豚熱予防液を定める。（新設）

(2) 関税法施行令の一部改正

保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物について、法第40条第1項に規定する指定禁止物等とする。(関税法施行令第25条第6号関係)

(3) ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の廃止

改正法により法が改正され、家畜伝染病に牛のランピースキン病を追加することに伴い、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和7年政令第256号）を存続させる必要がなくなることから、当該政令を廃止する。

(4) その他

その他必要な経過措置を定める。

3 施行期日

改正法の施行の日（令和8年7月1日）

ただし、(1) ③については、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和9年5月1日）。